

# 特定非営利活動法人 NPO 成年後見湘南 設立趣旨書

## 1. 福祉政策の転換「措置」から「契約」へ

平成 15 年 4 月より、いよいよ支援費制度がスタートします。私たちの子であり兄弟姉妹である知的障害者も、自分の意志で自分の生活を「選択」できる基盤が整ってきた、といえましょう。ただ、悲しい事に、知的障害者の中には、自分の意志を明確に表現する事を苦手とする人たちも居ます。適当な支援なしには、正常な社会生活が出来ない人たちが多いのです。そういう人たちが、自立して「契約」時代の果実を享受出来るようになるにはどうしたら良いでしょうか。

## 2. 親・兄弟・姉妹の願い

知的障害者を子に持つ親として、親亡き後の子の行く末を、思い煩わない人は一人も居ません。自分が生きている間は、力の及ぶ限り、子に幸せな生活を営ませる努力を続けよう、と考えています。自分が死んだ後は、兄弟姉妹が子の面倒を見てくれる、と信じているかもしれません。しかし、同じ生身の人間として、子の将来を託した兄弟姉妹が、子より長生きして子の生涯を守ってくれる、という保証はありません。

私達、知的障害者の親・兄弟・姉妹は、自分たちの死後も、安心して知的障害者の一生を託す事の出来る、「不死不滅」の保護者の存在を願っています。

## 3. 成年後見制度の活用

平成 12 年 4 月、民法が改正され、「自己決定の尊重」の理念と「本人の保護」の理念との調和を目的とした成年後見制度が発足しました。私達にとって、理想的な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）が、裁判所によって選任されれば、安心して知的障害者の今後を託する事が出来るのではないかと考えます。しかも、法人も保護者となる事が出来ることになりました。この事のメリットは、自然人とは異なり、不死不滅の、継続性のある保護者たりうる点にあります。また、保護者を複数選ぶ事も出来ますので、親と法人と、両方で複数後見人となり、親が生きているうちは自分が主となって後見を行い、自分の死後は法人に後見を任せる、という事も可能です。

## 4. 特定非営利活動法人を設立する経緯

現在、成年後見サービスを実施している団体には、横浜弁護士会、リーガルサポートかながわ（司法書士の団体）、神奈川県社会福祉士会などが挙げられます。いずれも相当額の利用料を支払う事が必要とされます。同じ悩みを持つ親たちが、もっと身近で、低額の費用で、且つ永続的に成年後見サービスを提供できれば、利用者は、安心して幸せな生涯を送ってもらえるのではないかと考え、社会福祉法人進和学園利用者の保護者会である進和会の会員が中心となって、特定非営利活動法人 NPO 成年後見湘南 を設立するものです。

平成 15 年 4 月 22 日